

インターネットを活用した宿泊税の使途周知業務に係る仕様書

1 業務名

インターネットを活用した宿泊税の使途周知業務

2 本仕様書の位置付け

本仕様書は、受託者が実施すべき内容等について最低限度の基準を定めたものである。したがって、受託候補者を選定するプロポーザルの提案内容を踏まえ、実際の業務委託契約締結時には変更する可能性がある。

3 委託金額の上限

3,500千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

※ 上記金額には、業務の提供に当たり発生する全ての費用を含む（追加費用の請求は不可）。

※ 支払いは、業務終了後、受託者の請求に基づき30日以内に行う。

4 履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日（火）まで

5 業務の内容

(1) 概要

広告対象とする宿泊税の使途の動画について、SNSや動画プラットフォームで発信すること。目標は100万回再生以上とする。

(2) 広告対象とする動画（京都市：宿泊税の使途の動画について）

ア 宿泊客向け（日本語・英語・簡体字・繁体字・韓国語）

・『宿泊税の使いみち』宿泊客のみなさまへ(1)（文化・観光振興編）

・『宿泊税の使いみち』宿泊客のみなさまへ(2)（観光課題対策・インフラ編）

イ 市民向け（日本語のみとし、英語版は広告対象としない）

・『宿泊税の使いみち』市民のみなさまへ(1)（観光課題対策・インフラ編）

・『宿泊税の使いみち』市民のみなさまへ(2)（景観・文化編）

(3) SNSや動画プラットフォームでの発信

・対象の閲覧に繋げるSNSや動画プラットフォームを選定し、効果的なプッシュ型情報発信について提案すること。

・使用するSNSや動画プラットフォームの種類ごとに、動画の種類や言語別に、それぞれの目標再生回数を提案すること。

・国内外の宿泊客のみならず、市民に対しても効果的な計画であること。

・ターゲットに対して効果的な発信時期であること。

・再生数に着目するだけでなく、京都市に宿泊見込みのある対象者を選定し、完全視聴率を促すものとする。

(4) その他の広報

独自チャンネルでの動画の広報等、使途の周知の効果的な広報手法があれば積極的に提案すること。

なお、内容は、本市と受託者が協議のうえ確定するものとし、掲示場所の使用料金等の諸経費は、委託料に含むものとする。

(5) 定期報告等

ア 定期報告

SNSや動画プラットフォームで発信した再生数等の実績について、毎月報告を行うこと。

また、目標達成に向け改善の提案を行い、本市と協議のうえ適宜改善を行うこと。

イ 随時報告

本市が必要があると認めたときは、本業務の実施状況について報告を求めることができるものとする。

ウ その他

業務の遂行に遅延または支障を生じさせるおそれのある事由が発生した場合には、その内容および対応方針について、直ちに本市に報告するものとする。

6 実施報告書

事業終了後に、実施した事業の内容について、以下の書類（各1部）を本市に提出すること。

- (1) 完了通知書
- (2) 納品書
- (3) 請求書
- (4) その他本市が必要と認める書類

7 提出書類

本業務の実施にあたり、受託者は契約締結の日から7日以内に次の必要書類を提出し、本市の承諾を得るものとする。

- (1) 業務実施計画書兼工程表
- (2) 人員体制表

8 その他留意事項

- (1) 受託者は、本業務の遂行にあたり、関係法令及び本仕様書を遵守するとともに、委託者の意図及び目的を十分に理解したうえで、適正な人員を配置し、正確に行うこと。
- (2) 本仕様書及び契約書に定めのない事項や、その他調整を要する事項については、受託者と委託者が協議のうえ、決定すること。
- (3) 受託者は業務で知り得た情報及び業務に係る内容を第三者に漏らしたり、その他の目的に転用してはならない。
- (4) 提案された内容全てについて実施を承認することを確約するものではないことに留意すること。
- (5) 受託者が本業務によって委託者又は第三者に損害を与えたときは、受託者が賠償の責任を負うこと。